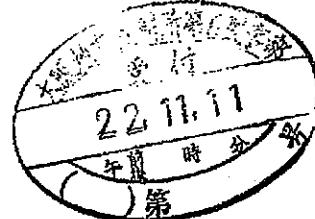




平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市



証拠説明書

平成22年11月11日

大阪地方裁判所第10民事部 御中

相手方代理人弁護士 天野勝介

同 滝口広子

同 志和謙祐

【担当】 同 若井大輔

上記当事者間の貴府頭書事件につき、相手方提出にかかる証拠の内容は下記のとおりである。

記

1 乙第1号証 (写し)

【証拠の標目】 箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者募集要項

【作成者】 相手方

【作成年月日】 平成22年8月

【立証趣旨】 平成23年4月1日からの箕面市立箕面文化・交流セ

ンターの指定管理者の指定にあたって、原則として、
指定期間が5年間とされていること。

2 乙第2号証（写し）

【証拠の標目】 箕面都市開発株式会社 長期計画（返済計画）

【作成者】 申立人

【作成年月日】 平成16年3月

【立証趣旨】 平成16年に申立人が相手方から11億円の貸付けを受ける際に、相手方に対して提出された再生計画において、人件費が以下の表のとおり推移するものとされていたこと。

期	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
人員数 ／人	12	10	10	9	9	9	9
人件費 ／百万円	52	56	50	46	47	47	47

以上

箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者募集要項

平成22年8月

箕面市立箕面文化・交流センター（以下「センター」という。）は、市民の交流場所として親しく、使用されています。しかし、利用率を向上させ、施設を最大限に活用するためには、備品整備、施設改修、施設の使い方、利用料金の改定・新設、PR戦略まで含めて抜本的に見直す必要があると考えています。

したがって、このたびの平成23年4月1日からの指定管理者の指定にあたっては、それらについて改善提案を強く求めています。また、抜本的な見直しを行うため、特に特別提案として、以下で示す仕様・基準等を超えた提案も作成いただくこととした。

利用者の満足度を向上できるような、自由で創意工夫のある提案をいただきますようお願いします。

箕面市教育委員会

1 施設の概要

(1) 施設の目的

このセンターは、「貸館機能」に加えて、子育て支援や多世代交流の機能、箕面駅前であることを活かした箕面の自然や歴史、観光等の情報発信の機能、市民の文化の向上と交流の促進による地域の活性化を図るために設置する公共施設です。

(2) センターが所在する建物の概要

- ① 名称 みのおサンプラザ1号館
- ② 所在地 箕面市箕面六丁目3番1号
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上8階
- ④ 床面積 11,676.9m²

(3) センターの概要

センターは、区分所有等に関する法律による区分所有建物で、みのおサンプラザ1号館内の次に掲げる部分を専有する

- ① 専有部分 地下1階（郷土資料館を除く）、3階、4階及び8階
- ② 専有面積 2,806.0m²
- ③ 指定管理施設内容（詳細は別添図面参照）

区分	専有面積	備考
地下1階	市民ギャラリー	281.5m ²
	多目的室1	102.0m ²
	多目的室2	102.0m ²
	多目的室3	102.0m ²
	タウンインフォメーションスペース・フリースペース	209.3m ²
	その他の施設	355.8m ²
	小計	1,152.6m ²
3階	子育て支援センター	163.6m ²
	子ども活動支援拠点	47.1m ²
	多世代交流スペース	183.4m ²
	地域活動拠点	63.0m ²
	その他の施設	70.9m ²
	小計	528.0m ²
4階	会議室1	70.7m ²
	会議室2	64.9m ²
	音楽スタジオ1	64.8m ²
	音楽スタジオ2	30.9m ²

	和室1（21畳）	48.6m ²	
	和室2（15畳）	47.8m ²	踏込、板の間を含む
	その他の施設	218.7m ²	
	小計	546.4m ²	
8階	大会議室	252.9m ²	
	その他の施設	326.1m ²	
	小計	579.0m ²	
合計		2,806.0m ²	

2 業務内容の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととします。詳細は「業務水準書」に基づき実施するものとします。

① 条例第2条の事業の実施に関すること

- センターの施設、付属設備等を利用に供する事業
- 市民が学習し、発表し、及び交流する場及び機会を提供する事業
- 子どもの健全育成を推進する場及び機会を提供する事業
- 多世代の市民の交流を推進する場及び機会を提供する事業
- 本市の自然、歴史、観光等の情報の発信の場及び機会を提供する事業

② センターで行われる活動の調整、支援及び促進に関するこ

③ センターの施設、附属設備等の維持管理に関するこ

④ 公共施設予約システムを利用したセンターその他の施設に係る市民の利便性の確保に関するこ

⑤ その他委員会が定める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

※ 特別提案（様式4-1）が採択された場合は10年を限度に延長するこ
とがあります。

4 管理の基準

指定管理者は、条例に基づき管理運営をすることとしますが、指定管理者の創意工夫による、利用者に対する質の高いサービス提供を期待します。

（1）開館時間 午前9時から午後10時まで

（2）休館日 木曜日、12月29日から翌年1月3日まで

（3）開館時間及び休館日の変更

センターの開館時間及び休館日は、条例第8条第3項の規定により、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て変更することができます。

(4) 利用の許可等

条例第9条及び第10条並びに箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第25号。以下「規則」という。）第4条から第7条までの規定によるものとします。

(5) 利用の制限

条例第12条各号に該当する場合は、センターの利用を許可することができません。

(6) 入館の制限

条例第13条各号に該当する者には、センターに入館することを禁じることができます。

(7) 利用の許可の取消し等

条例第14条各号に該当する場合は、センターの利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができます。

(8) 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用しています。利用者サービスの向上や施設整備の充実等を行い、施設を最大限に活用するため、利用料金は大切な財源の一つです。応募者は必ずしも現行の利用料金にとらわれることなく、利用者の満足度を向上させる様々な利用促進策（事業計画書4, 5, 6, 7, 8）と併せて、改めて利用料金の設定を提案してください。なお、利用料金は、候補者選定後、あらかじめ教育委員会との協議・承認を得て定めることとなります。

(9) 利用料金の減額又は免除

条例第15条第5項及び規則第10条の規定により、利用料金を減額し、又は免除することとなります。

(10) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後60日以内に、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

- ① 業務の実施状況
- ② センターの利用状況

- ③ 経理の状況
- ④ その他委員会が必要と認める事項

(11) 事業計画書等の提出

指定管理者は、平成23年度以降、当該年度の2月末までに、次年度に予定する事業計画書及び管理体制計画書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(12) その他

みのおサンプラザ1号館管理規約及びみのおサンプラザ1号館管理規則を遵守すること。

5 応募者の資格

応募者は、法人又はその他の団体（以下「団体」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。個人での応募は受け付けません。

6 応募制限（欠格事項）

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 応募書類提出時点において、箕面市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ③ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きをしている者
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6条に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- ⑥ 業務を円滑に遂行するための安全かつ健全な財務能力を有しない者
- ⑦ 大阪府内に主たる事務所を置かない者

7 経理に関する事項

指定管理者の主な収入は、次のとおりとします。

① 利用者が支払うセンターの利用料金

※ 利用料金は条例第15条第2項の規定に基づき、委員会の承認を得て指定管理者が定めます。今回の提案にあたっては、別途配布する資料集などに基づく利用料金表を参考に、新たな利用料金の提案（様式3-2）による予定収入を見込むものとします。

※ 平成23年4月から受け付けした利用料金が指定管理者の収入となります。

② 委員会が支払う指定管理委託料

※ 指定管理者には委員会に提出された提案内容に基づき算定した委託料を、原則として毎月同額で支払うものとします。

③ 指定管理者が実施する自主事業等による収入

8 指定管理者として遵守すべき事項

(1) センター利用者の平等な利用の確保

センターは、文化的な行事や地域の活性化及び委員会が認める目的の用に供するための公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取り扱いが原則です。

また、正当な理由がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

(2) 個人情報の取り扱い

指定管理者が行う公の施設の管理運営に係る個人情報の取り扱いについては、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

施設の業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはいけません。漏らした場合は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第2号）第28条から第30条、及び第32条に規定されている罰則が適用されます。

(3) 情報公開

指定管理者は、センターの管理運営に係る文書などを適正に管理し、指定の終了に際し、委員会または委員会が指定するものに対して保管文書等を引き継いでください。

また、指定管理者は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の主旨を踏まえ、センターの管理運営に関する情報の公開に努めてください。センターの管理運営に関する文書で、委員会に提出されたものは、委員会の行政文書として開示請求の対象となります。委員会が保有していないものについても、委員会が情報提供を求めた時は、これに応じなければなりません。

(4) 関係法令の遵守

センターの管理を行うにあたっては、以下の法令等の規定を遵守してください。

- ① 地方自治法ほか行政関連法規
- ② 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

- ③ 消防法、電気事業法ほか施設管理関係法規
- ④ 箕面市立箕面文化・交流センター条例、同施行規則
- ⑤ 箕面市個人情報保護条例、箕面市情報公開条例
- ⑥ その他関連法規、通知、要領等

(5) 障害者法定雇用率の達成への取り組み

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）では、事業主に対し法定雇用率を達成する義務を課しています。該当する団体で応募の段階で障害者法定雇用率を達成できていない場合には、誠実に履行してください。また、該当しない団体にあっても同法の趣旨に則り対応をしてください。

(6) 職員研修などの実施

指定管理者は、センターの管理運営業務に従事する者が、人権問題、個人情報保護などについて、正しい認識を持って業務を遂行できるよう研修を行ってください。

(7) 危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事件などの危機事象発生時において、市及び委員会（以下「市等」という。）をはじめ、警察・消防等と連携をとり、適切に対応できるよう、危機管理体制を確立してください。

(8)賠償保険等の加入

指定管理者は、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険等に加入してください。

(9) 市等が実施する事業への協力・協働

市等が実施する事業への支援・協力・協働を、積極的におこなってください。

(10) 業務の引き継ぎ

指定管理者は、センターの管理運営を開始するまでに、現指定管理者から業務の引き継ぎを受けてください。また、指定の終了に際しては、委員会または委員会が指定するものに対し、誠実に業務の引き継ぎをおこなってください。

9 リスク分担

指定管理者と委員会のリスク分担の基本的な考え方は、次の「リスク分担

表」のとおりです。なお、詳細は協定の締結を行う際に定めます。

【リスク分担表】

項目	指定管理者	委員会
必要な資金の確保	○	
管理業務開始前及び業務終了後の引き継ぎに関する経費	○	
事業に直接影響のある法令等の変更に伴う経費	協議事項	
物価の変動	○	
施設設置者の責任による事業の中止・遅延		○
指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○	
不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
指定管理者の事業放棄・破綻	○	
指定管理者の故意又は過失により破損した施設及び貸与物品の修繕等費用	○	
火災等の事故（管理瑕疵）	○	
運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵)	○	
施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵)		○

10 応募に関すること

(1) 応募及び選定スケジュール

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 募集要項の配布 | 平成22年8月1日～8月17日 |
| ② 募集説明会 | 8月19日 |
| ③ 質問の受付 | 8月20日～8月25日 |
| ④ 質問の回答 | 9月2日 |
| ⑤ 応募書類の受付 | 9月21日～9月24日 |
| ⑥ 審査会（書類、ヒアリング等の総合判定） | 10月中旬予定 |
| ⑧ 候補者の選定 | 10月下旬予定 |
| ⑨ 協定（停止条件付き）の締結 | 11月中旬予定 |
| ⑩ 指定管理者の指定 | 12月下旬予定 |
| ⑪ 管理運営業務の引き継ぎ | 平成23年2月1日～3月31日 |

(2) 募集要項等の配布

- ① 配布期間： 平成22年8月1日（日）から平成22年8月17日（火）まで

② 配布方法： ホームページよりダウンロード、または、窓口で配布
※ ダウンロードは、下記のホームページから

③ アドレス：

<http://www.city.minoh.lg.jp/syogai/sitekanri/sitekanribosyu.html>

④ 配布場所：

⑤ 箕面市立中央生涯学習センター

生涯学習センター・公民館担当

(ただし、月曜日を除く。)

箕面市箕面五丁目11番23号

電話 072-721-4094

FAX 072-721-0495

⑥ 箕面市立箕面文化・交流センター

(ただし、木曜日を除く。)

箕面市箕面六丁目3番1号

(みのおサンプラザ1号館)

電話 072-721-1901

FAX 072-721-1120

⑤ 配布時間： 午前9時から午後5時まで

⑥ 配布書類：

箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者募集要項

箕面市立箕面文化・交流センター業務水準書

箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者申込に係る様式集

(3) 募集説明会及び施設見学会の開催

① 日 時

平成22年8月19日（木） 午後2時から

② 場 所

箕面市立箕面文化・交流センター 4階 会議室・1

箕面市箕面六丁目3番1号（みのおサンプラザ1号館）

電話 072-721-1901

③ 申込方法

募集説明会参加申込書（様式5）に必要事項を記入の上、箕面市立中央生涯学習センター窓口に持参するかメールにて、8月18日（水）午後5時までにお申し込みください。

メールアドレス：syogai@maple.city.minoh.lg.jp

※ 8月19日は施設が休館ですが、施設西側のエレベータを使用し、4階までお越しください。

※ 各団体2名までの参加とさせていただきます。

※ 募集要項時に配布する資料を、当日ご持参ください。

※ 当日は説明会終了後、施設を見学していただきますが、本施設見

学会以外は、施設の機械室等、一般利用者が入れない場所への立ち入りはできません。

※ 応募しようとする団体は、必ずこの説明会に参加してください。
参加しなかった場合は、応募を受付しません。

(4) 申し込みに関する質問の受付

指定管理者申込に関する質問票（様式6）に必要事項を記入の上、箕面市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習センター・公民館担当までメールにて、8月25日（水）午後5時までに提出してください。

(5) 応募書類の受付

期 間： 平成22年9月21日（火）から平成22年9月24日（金）まで
時 間： 午前9時から午後5時まで
場 所： 箕面市立中央生涯学習センター

(6) 提出書類

応募にあたっては、次の書類①～⑦（A4版で、正1部、写8部）及び⑧を添えて提出してください。

① 箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者申込書（様式1-1）

② 添付書類（下記のアからカまで）

ア 法人その他の団体の定款、寄附行為その他これらに準ずる書類

イ 団体の役員名簿

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（発行の日から3ヶ月以内のもの）。

その他他の団体にあってはこれらの内容を明らかにする書類

エ 印鑑証明書（発行の日から3ヶ月以内のもの）

○ 法人の場合 …… 法務局が発行した代表者の印鑑証明書

○ その他の団体 …… 市区町村長が発行した代表者の印鑑証明書

オ 平成22年度の收支予算書及び事業計画書並びに過去3年間（平成19年度～21年度）の收支決算書及び事業報告書又はこれらに類するもの

○ 経営実績が3年に満たない団体にあっては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類

カ 最近3年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

※ グループで応募する場合は委任状（様式1-2）及びグループ結成にかかる協定書又はこれに相当する書類（任意書式）が必要です。

③ 誓約書（様式1-3）

④ 団体の概要（様式1-4）

⑤ 事業計画書（様式2-1から様式2-11まで）

⑥ 収支見込書（様式3-1から様式3-3）

⑦ 特別提案（様式4-1から4-4）

(8) 審査結果通知用封筒他

長形3号封筒に審査結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手を貼付したもの。

(7) 応募書類の提出にあたっての留意事項

- ① 箕面市立中央生涯学習センターまで、持参してください。郵送された書類は受け付けいたしません。また、提出期限をすぎた応募書類等は一切受け付けません。
- ② 委員会に提出された応募書類等は、箕面市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求の対象となります。
- ③ 応募書類等はこれを書き換え、または撤回することはできません。
- ④ 応募書類等は、理由を問わず返却しません。
- ⑤ 応募書類等に不備があった場合、審査の対象とならないことがあります。
- ⑥ 応募書類等に虚偽の記載があった場合は指定を拒否します。
- ⑦ 応募書類等の提出後、指定管理の申し込みを取り下げる場合は、書面にて申し出てください。
- ⑧ 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。
- ⑨ 応募書類等の著作権は申込者に帰属します。ただし、審査結果の公表など委員会が必要と認める場合には、応募書類等の内容を委員会は公表できるものとします。
- ⑩ 提出書類等の内容に含まれる特許権、意匠権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて応募団体が負うものとします。

(8) 特別提案について

特別提案は、利用者サービスの向上や施設整備の充実等を行い、施設の最大活用を図るため、応募者から提案いただくもので、重要な審査対象項目です。自由で創意工夫のある提案をいただきますようお願いします。

特別提案を検討するにあたっては、現行の仕様・基準等にこだわる必要はありません。例えば、当該施設が応募者の所有施設であれば、どのような活用をするか等の視点で大胆に提案してください。また、少子高齢化などの社会環境、そのなかで求められる文化、市民交流の役割等も考慮してください。

なお、最終的に特別提案を採用するかどうかは教育委員会と応募者（候補者）の協議のもと、協定書締結までに決定するものとします。以下、提案項目を例示します。

例1) 指定期間の延長

- ・現在、指定管理期間を5年としていますが、仮に5年よりも延長した方がコスト・パフォーマンス等でメリットがあるならば、10年以内で最も効率的でメリットのある期間は何年ですか。

例2) 大胆な利用料金（新設・改定）

- ・利用者サービスの向上や施設整備の充実等を行い、施設を最大限に活用するため、利用料金は大切な財源の一つです。様式3-1～3-3でも提案いただいているが、さらに大胆な料金設定のプランがあるでしょうか。また、その場合の収支プランやサービス展開はどうのようなものでしょうか。現行料金項目以外の新設、現行料金の改定、いずれでも結構です。また、値上げ・値下げのいずれでも結構です。

例3) 施設の備品・改修

- ・施設を最大限に活用したり、利用者の満足度を上げるのに効果的な備品整備、施設改修プランがあるでしょうか。その場合の財源は、応募者の努力による捻出、利用料金の改定・新設による捻出など、どのようなことが考えられるでしょうか（一部を市が負担する可能性もあります）。

例4) その他

- ・休館日や利用時間の変更、利用料金のポイント制の導入、施設スペースの用途変更（会議室を○○に変更）等、何でも結構です。

11 審査に係る事項

(1) 選定基準

- ① センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

- ② 条例第2条の事業を効率的に実施できること。

（箕面市立箕面文化・交流センター条例 第2条）

○センターの施設、付属設備等を利用する事業

○市民が学習し、発表し、及び交流する場及び機会を提供する事業

○子どもの健全育成を推進する場及び機会を提供する事業

○多世代の市民の交流を推進する場及び機会を提供する事業

○本市の自然、歴史、観光等の情報の発信の場及び機会を提供する事業

- ③ センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

- ④ 安定して継続的にセンターのきめ細やかなサービスが提供できる確固とした団体組織の体をなしていること。

(2) 審査方法

センターの指定管理者の候補者は、「箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、プレゼンテーション、ヒアリング審査会を実施し、提出された応募書類等とあわせて総合判定を行います。

※ 応募者が多数になった時は、プレゼンテーション、ヒアリング審査の参加者を選抜する審査を行います。

※ 選定委員会は非公開です。

※ 申込者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

※ プrezentation、ヒアリング審査会は、各法人3名までの参加とさせていただきます。事業提案の説明は、団体を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

12 協定の締結

選定委員会により選定された指定管理者の候補者は、教育委員会と協議を行った上で市議会の議決を経て効力が生じる協定書を締結します。

市議会の議決を得られなかった場合に、指定管理者の候補者に生じた損害に対して、市は一切その責を負いません。(市議会への上程は平成22年12月を予定しています。)

13 その他

(1) 指定の取り消し等

- ① 条例第7条に該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じます。この場合、指定管理者の損害に対して、委員会は一切その責を負いません。
- ② 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合には、委員会と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

所管課・お問い合わせ先・応募書類の提出先

(担当課) 箕面市教育委員会事務局 生涯学習部
生涯学習センター・公民館担当
(住所) 箕面市箕面五丁目11番23号
生涯学習部 中央生涯学習センター内
(電話) 072-721-4094
(FAX) 072-721-0495
(E-mail) syogai@maple.city.minoh.lg.jp
(受付時間) 月曜日を除く午前9時から午後5時まで

・国都市開発株式会社 長期計画(返済計画)

(単位:百万円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
売上高	181	202	212	211	218	219	219	219	219	219
セル管理業務	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
駐車場管理業務	112	136	130	130	125	125	125	120	120	120
公共施設管理業務	12	14	15	13	13	13	13	13	13	13
法人運営受託業務	15	13	15	12	14	14	14	18	18	18
不動産賃貸業務	23	23	30	33	36	37	37	38	38	38
手数料収入	2	4	7	8	10	10	10	10	10	10
企画コンサル業務	7	2	5	5	10	10	10	10	10	10
販売費・一般管理費	152	166	149	144	143	142	142	135	135	136
人件費	52	56	50	46	47	47	47	48	48	49
受託管理費	75	87	86	85	83	83	83	75	75	75
その他	25	23	13	13	13	12	12	12	12	12
営業利益	29	36	63	67	75	77	77	84	84	83
営業外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外損失	17	6	5	5	5	5	5	5	5	5
経常利益	12	30	58	62	70	72	72	78	78	78
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	878	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益	12	30	▲820	62	70	72	72	79	79	78
当期利益	2	14	▲820	28	32	32	32	36	36	35
前期繰越利益	148	160	174	▲647	▲619	▲587	▲555	▲522	▲487	▲461
当期末処分利益	160	174	▲847	▲619	▲587	▲555	▲522	▲487	▲451	▲416
当期末CF	8	36	50	31	35	35	35	39	39	38
当期末借入金残高	1,130	1,108	1,086	1,063	1,041	1,019	997	974	951	928
借入金返済後CF	▲13	14	28	8	13	13	13	16	16	15
資金残高	63	77	105	113	125	139	152	168	183	198
当期末人員	12	10	10	9	9	9	9	9	9	9

乙第2号証

箕面都市開発株式会社 長期計画(返済計画)

(単位:百万円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
売上高	219	85	115	115	115	115	121	121	124	124	124
ビル管理業務	10	0	20	20	20	20	20	20	20	20	20
駐車場管理業務	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公共施設管理業務	13	3	13	13	13	13	13	13	13	13	13
法人運営受託業務	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
不動産賃貸業務	38	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
手数料収入	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
企画コンサル業務	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
販売費・一般管理費	142	70	65	76	65	65	69	69	69	69	69
人件費	66	57	40	51	40	40	45	45	45	45	45
受託管理費	75	3	13	13	13	13	12	12	12	12	12
その他	12	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12
営業利益	77	15	50	39	50	50	46	52	52	55	55
営業外収益	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
営業外損失	5	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
経常利益	72	12	47	36	47	47	43	49	49	53	53
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益	72	12	47	36	47	47	43	49	49	53	53
当期利益	32	5	21	16	21	21	19	22	22	24	24
前期繰越利益	▲416	▲384	▲378	▲357	▲341	▲320	▲299	▲279	▲257	▲235	▲211
当期未処分利益	▲384	▲378	▲357	▲341	▲320	▲299	▲279	▲267	▲235	▲211	▲188
当期末CF	35	8	24	19	24	24	22	25	25	27	27
当期末借入金残高	905	882	859	836	812	788	765	741	717	693	669
借入金返済後CF	12	▲15	1	▲5	1	0	▲1	1	1	3	3
資金残高	211	196	197	193	194	194	193	194	195	198	201
当期末人員	10	8	7	7	7	7	8	8	8	8	8

西面都市開発株式会社 長期計画(返済計画)

(単位:百万円)

	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度	H45年度
売上高	125	133	135	136	136	140	145	145	145	145
ビル管理業務	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
駐車場管理業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公共施設管理業務	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
法人運営受託業務	18	18	18	18	18	20	20	20	20	20
不動産賃貸業務	44	45	45	45	45	47	47	47	47	47
手数料収入	15	17	19	20	20	20	20	20	20	20
企画コンサル業務	15	20	20	20	20	20	20	20	20	20
服完費・一般管理費	79	79	79	79	79	84	86	84	84	91
人件費	55	55	55	55	55	60	62	60	60	67
受託管理費	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
その他	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
営業利益	46	54	56	57	57	56	59	59	61	54
営業外収益	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
営業外損失	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0
経常利益	45	53	55	56	56	55	58	58	61	55
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益	45	53	55	56	56	55	58	58	61	55
当期利益	20	24	26	25	25	25	26	27	27	25
前期繰越利益	▲188	▲167	▲143	▲119	▲93	▲68	▲44	▲17	10	37
当期末処分利益	▲167	▲143	▲119	▲93	▲68	▲44	▲17	10	37	62
当期末CF	23	27	28	28	28	29	30	30	28	28
当期末借入金残高	644	620	595	571	546	521	496	471	445	420
借入金返済後CF	▲2	3	3	4	3	3	4	5	4	3
資金残高	199	202	205	209	212	215	219	225	229	232
当期末人員	10	10	10	10	10	11	11	11	11	12